

安平町新規就農者支援一覧

R 6 年 2 月現在

■新規就農支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金 [5年間] <input type="checkbox"/> 農用地等の 年間賃借料の1/2以内 <input type="checkbox"/> 農用地等の 固定資産税相当額 <input type="checkbox"/> 農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する 1.0%以内の利子補給 <input type="checkbox"/> 経営開始に必要な農業機械・施設の導入、農地取得等に対し、 導入経費の1/2以内(上限300万円) 青年等就農計画の認定を受けてから5年間。ただし、限度額に達するまでとする。
	就農研修生	2. 就農研修生奨励金 <input type="checkbox"/> 住宅料の 1/2以内(上限15,000円) (ただし、民間賃貸住宅に限る。) <input type="checkbox"/> 特別研修受講費の 10/10
	受入農業者 農業指導団体	3. 営農指導費助成金 <input type="checkbox"/> 体験実習生に行う指導(60日以内) 日額1,000円 <input type="checkbox"/> 就農研修生に行う指導(2年以内) 月額30,000円
新規就農定住促進事業	新規就農者 農業後継者	1. 新規就農定住促進助成金(5年以上農業に従事するもの) <input type="checkbox"/> 新規就農者： 20万円 (概ね23歳以上～40歳未満) <input type="checkbox"/> 農業後継者： 20万円 (ともに金額相当の品)

■体験実習支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	体験実習生	1. 体験実習生奨励金(30日以上60日以内の範囲) <input type="checkbox"/> 日額1,000円

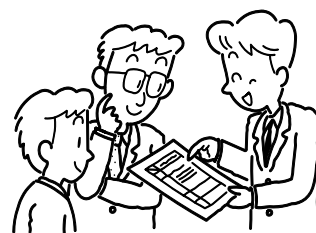
■研修支援(新規参入・就農研修者育成向け支援)

研修支援名称	対象者・要件	支援内容
就農ルーキーズカレッジ	新規就農者 就農研修生 農業後継者等	【設置目的】 就農研修生等に対する総合的な研修を実施 【研修内容】 トレーニングファームの設置、各種機関研修・事業の活用等、就農実践圃場での研修

■滞在施設(新規参入・就農研修・体験実習者用滞在施設)

滞在施設名称	対象者・要件	施設内容
新規就農者用住宅	新規就農者 就農研修生 体験実習生	1. 安平町追分白樺(4LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料：月額20,000円 2. 安平町安平(3LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料：月額30,000円
移住促進住宅	新規就農者 就農研修生	1. 安平町追分本町、早来北進、遠浅(3戸) <input type="checkbox"/> 構造：2～3LDK、延床面積51.89～95.70㎡ <input type="checkbox"/> 貸付料：月額10,000～12,000円

安平町新規就農定住促進助成制度のご案内



1 助成対象者（次の要件を全て満たす方）

新規に農業経営者となる方

- ① 概ね23才以上40才未満の方。
- ② 町内において農用地及び農業用施設用地等を取得又は借受した方。
- ③ 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 経営移譲による権利取得は該当しません。

農業後継者となる方

（Uターン・新規学卒）

- ① 町内で農業を経営する親とともに農業に従事し、後継者として見込まれる者。
- ② 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。
- ③ 安平町在住者

※ 後継者の基準日は、農地基本台帳に初めて登録された日となります。

2 助成額

新規農業経営及び農業後継者ともに20万円相当（ポイントあびら）が助成されます。

3 その他

- ① 申請時期は助成要件を満たした日から1年以内となります。
- ② 過去に当該助成金の支給を受けた方は、該当しません。
- ③ 助成金の支給を受けた日から5年以内に農業に従事しなくなった場合又は休業した場合は、助成金を返還していただくこととなります。

4 問い合わせ先

安平町産業振興課 農政・畜産グループ ☎ 22-2515（課直通）

新規就農者育成総合対策

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円】
【令和5年度補正予算額 3,500百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の全体像>



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

(令和5年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 (例) 国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業※1

- ・研修農場の整備に必要な**機械・施設**の導入
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- 農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得 等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・都道府県における**スマート農業**や**有機農業**等の研修モデルの構築・実施

④ 農業人材確保推進事業

- インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<事業の流れ>

